

国民年金保険料の免除申請を受け付けます



経済的な理由などで保険料を納めることが困難な方には、保険料の納付が免除(猶予)される制度があります。免除(猶予)には申請が必要で所得審査があります。

■ 免除・猶予制度

▷ 保険料免除

本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下の場合…保険料の全額または一部(1/4、1/2、3/4)を免除

▷ 納付猶予

50歳未満の方で、本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合…保険料の納付を猶予

※学生の方は学生納付特例を利用ください。

■ 申請の手続き

7月2日(月)から市民課または多治見年金事務所で、平成30年度分(平成30年7月～平成31年6月)を受け付けます。

※2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

■ 申請に必要な物

▷年金手帳 ▷印鑑 ▷退職を理由に申請する方は、雇用保険の「離職票」・「受給資格者証」など

■ 保険料の追納

保険料免除・納付猶予・学生納付特例の期間は、10年以内であればさかのぼって保険料を納めることができます。

国民年金保険料には特例免除があります。失業、事業の廃止、災害などに遭った方や障がい者、寡婦の方は相談ください。

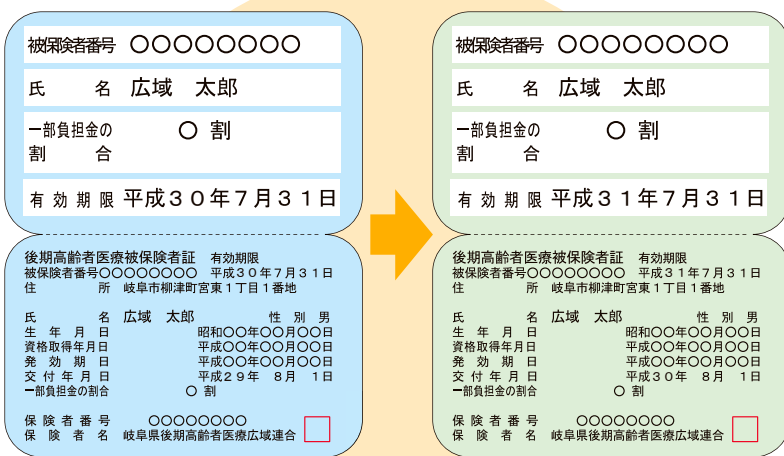
問 市民課保険年金係(内線137)
または多治見年金事務所(☎20255)

後期高齢者医療に加入している皆さんへ 保険証の更新・保険料額決定のお知らせ

■ 保険証を更新します

後期高齢者医療制度の保険証(後期高齢者医療被保険者証)は、市内に住所のある75歳以上のすべての方と、65～74歳で一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度に加入している方に交付されます。

現在の保険証の有効期限は7月31日です。7月中に新しい保険証を送付しますので、8月1日から使用ください。新しい保険証は薄い緑色に変わります。



7月31日まで薄い青色

8月1日から薄い緑色

■ 平成30年度の保険料額を決定しました

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療制度の被保険者になった方には、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付します。保険料額や納付方法が記載されていますので確認ください。

■ 保険料の納付を口座振替に変更できます

保険料の納付が特別徴収(年金からの支払い)の方は、口座振替に変更できます。詳しくは問い合わせください。

■ 保険料の納付が難しいとき

保険料の納付相談を行っています。失業、災害など理由で納付が困難な方は早めに相談ください。

問 市民課保険年金係(内線135)